**令和８年（フ）第７９０号**
川崎市中原区上丸子天神町71番地　アーバンハイツＮＡ　203
債務者　切江　　歩
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和８年（フ）第７９７号**
川崎市宮前区東有馬５丁目20番４―306号
債務者　小林　　舜
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和８年（フ）第８１５号**
川崎市多摩区長沢１丁目20番８号　ハイツニューナガサワ　１―104
債務者　戸澤　大助
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和８年（フ）第９１号**
新潟県三条市今井野新田152番地２
債務者　佐藤伊津子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

**令和８年（フ）第３５３号**
岐阜県瑞穂市穂積96番地１　カーサ・レクエルドＡ　101号、前住所茨城県神栖市知手3470番地２　ドミール知手Ｂ101
債務者　松原弥沙稀（旧姓真家）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

**令和８年（フ）第４２号**
京都府船井郡京丹波町蒲生森ノ奥80番地48
債務者　山田あすか
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**令和８年（フ）第６９号**
岡山県美作市栄町78番地２
債務者　熊谷　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所津山支部

**令和８年（フ）第１０５号**
愛媛県四国中央市金生町下分505番地
債務者　石川　豊美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所西条支部

**令和８年（フ）第１０７号**
愛媛県四国中央市金生町下分2550番地１
債務者　石川　由香理
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所西条支部

**令和８年（フ）第１６１３号**
福岡県筑紫野市大字山家2235番地17
債務者　松山　聡子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１６４８号**
福岡市城南区長尾４丁目７番10号
債務者　高田　泰洪
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１７７２号**
福岡市博多区祇園町４番３―1108号　チサンマンション祇園
債務者　高橋富貴子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１７９１号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵72番地１　メゾンクレール　Ｂ202号
債務者　菅原美奈子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１８１０号**
福岡県古賀市谷山575番地１　ボヌール・リバーＢ棟203号
債務者　山本　優人
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１８１４号**
福岡県那珂川市片縄東１丁目３番13号
債務者　伊藤　芳郎
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１８８５号**
福岡市南区大楠２丁目３番20―307号　ステイタスマンション日赤通り
債務者　川口　　純
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１８９１号**
福岡市南区屋形原１丁目９番７―202号　コンソランテ
債務者　久保　秀城
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部